

## 令和5年度 第4回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日時 令和5年8月7日（月） 14:00～14:40
2. 場所 富山労働総合庁舎 5階大会議室
3. 出席者  
公益代表委員 長尾会長、高倉会長代理、柳原委員、両角委員、堀岡委員  
労働者代表委員 中野委員、大森委員、黒川委員、山本委員、鈴木委員  
使用者代表委員 寺山委員、江下委員、八田委員、  
事務局 吉岡労働局長、福永労働基準部長、山越賃金室長、  
河合賃金室長補佐

### 4. 議事次第

- (1) 富山県最低賃金専門部会報告について
- (2) 富山県最低賃金の改正決定について
- (3) 特定最低賃金の改正決定等の必要性の有無について（諮問）
- (4) その他

### 5. 資料

別添のとおり

### 6. 議事内容

[河合賃金室長補佐] 定刻となりましたので、今年度第4回本審を始めさせていただきますと思います。本日は使用者側代表委員の森口委員、和田委員のお二人が御欠席でございますが、定足数を満たしており、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、議事の進行を長尾会長にお願いしたいと存じます。

[長尾会長] ただ今から、令和5年度第4回富山地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本日の会議は、公開としておりますので御承知おき願います。

それでは、審議に入ります。

まず、議事1の「富山県最低賃金専門部会報告について」ですが、先ほど開催されました第4回専門部会において部会審議が結審し、報告文が提出されております。

それでは、部会長を務めました私から報告いたします。

[長尾部会長] 今年度の富山県最低賃金専門部会における審議につきましては、7月3日に富山地方最低賃金審議会において調査審議を付託された後、4回にわたり審議を重ねてまいりましたが、残念ながら全会一致に至らず、本日開催した第4回専門部会において公益委員見解及び公益委員案をお示しして採決した結果、最低賃金額は現行最低賃金額を40円引き上げて1時間948円とする旨議決いたしました。

審議経過等につきましては、事務局から説明をお願いします。

[山越賃金室長] それでは、資料No.1として専門部会報告をお配りさせていただいておりますので、これを読み上げることにより説明させていただきます。

富最賃専第4号 令和5年8月7日

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明 殿

富山地方最低賃金審議会 富山県最低賃金専門部会 部会長 長尾治明

富山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月3日、富山地方最低賃金審議会において付託された富山県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月1日発効の富山県最低賃金（時間額877円）は令和3年度の富山県の生活保護を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 長尾治明 堀岡和正 両角良子

労働者代表委員 中野時夫 大森仁 黒川智之

使用者代表委員 寺山収 江下修 八田正人

部会長 長尾治明 部会長代理 柳原佐智子

別紙1

富山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 富山県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 948円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

別紙2

富山県最低賃金と生活保護費との比較について

#### 1 最低賃金

- (1) 件名 富山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 877円
- (3) 発効日 令和3年10月1日

#### 2 生活保護費

- (1) 比較対象者 18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度 令和3年度
- (3) 生活保護費（令和3年度）生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の富山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（92,834円）

#### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると富山県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額 877円（富山県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）

×0.816（可処分所得の総所得に対する比率）＝124,377円  
別添の読み上げは省略させていただきます。  
以上です。

[長尾会長] 今ほど、富山県最低賃金の改正決定につきまして、専門部会の御報告をいただきました。

本審議会委員を代表いたしまして、専門部会の審議に携わられた委員の皆様の真摯な審議に感謝申し上げます。

今ほどの専門部会報告につきまして、御質問や御意見等はございますでしょうか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾会長] 専門部会報告につきまして、本審議会として了承することといたしたいと存じます。

続きまして、議事2の「富山県最低賃金の改正決定について」に移ります。

[長尾会長] 今ほどの御報告のとおり、専門部会において全会一致の結論が得られなかったことから、本審議会において改めて富山県最低賃金の改正決定に関する審議を行い、その結果をもって富山労働局長に答申いたしたいと存じます。

それでは、労使各側から御意見をお伺いしたいと存じます。

労働者側はいかががでしょうか。

[労働者側委員] ありません。

[長尾会長] 使用者側はいかががでしょうか。

[使用者側委員] ありません。

[長尾会長] 労使双方の御意見にはなおも隔たりがございますが、専門部会で十分に審議が尽くされていることや、さらに調整を重ねましても、合意に至ることは困難とされますので、これから公益委員見解及び公益委員案をお示しし、採決によって本審議会の意見を決したいと存じます。

本審議会の公益委員といたしましては、専門部会における審議経過を尊重し、専門部会における公益委員見解及び公益委員案を、本審議会における公益委員見解及び公益委員案といたします。

(公益委員見解及び公益委員案を配布)

[河合賃金室長補佐] まず公益委員見解を読み上げさせていただきます。

令和5年度富山県最低賃金改正決定に係る公益委員見解

令和5年8月7日

令和5年度富山県最低賃金の改正決定については、本日まで4回にわたり専門部会を開催し、真摯な議論により十分な審議を尽くしてきたところである。

公益委員としては、労使の意見を踏まえつつ、

- (1) 「賃金」について、春季賃上げ状況における賃金上昇率は、連合富山の6月21日付け集計結果で3.52%と高い水準となっている。また、富山県経営者協会による春季賃金改定状況調査では、3.26%となっている。賃金改定状況調査については、第4表①②におけるBランクの賃金上昇率は2.0%であり、昨年度の結果(1.4%)を上回っている。さらに継続労働者に限定した第4表③におけるBランクの賃金上昇率は2.4%となっており、これも昨年の結果(2.0%)を上回った。なお、「賃金」にかかる各種統計から確認できる賃金上昇率について、全国平均と比較して特筆すべき大きな差異は認められない。
- (2) 「通常の賃金の支払能力」について、法人企業統計における企業利益(売上高経常利益率)については、令和3年は6.3%、令和4年は6.6%、令和5年1月から3月期は6.3%と安定している。製造業では、令和3年は8.6%、令和4年は8.7%、令和5年1月から3月期は7.0%と非製造業と比較して利益率は高い。富山県は、人口1万人あたりの製造業の事業所数が25.1事業所(全国平均14.1事業所)と全国3位、従業者数が1,192人(全国平均595人)と全国1位であり、富山県は製造業が盛んな「ものづくり県」である。よって、富山県における「通常の賃金の支払能力」は全国の中で高いものと評価できる。また、企業物価指数は今年4月の120.0をピークに減少傾向であるが、今年6月で119.0であり、まだ消費者物価指数を上回っている状況である。なお、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも重要性が増している価格転嫁は、全国的にいまだ不十分な状況にある。原材料コストと比べ、エネルギーコストや労務費コストの転嫁が進んでいない状況が認められる。
- (3) 「労働者の生計費」について、消費者物価指数を確認すると、昨年の改定後の最低賃金が発効した令和4年10月は富山市103.6、全国103.7とおおむね同じであったが、令和5年6月には富山市106.0、全国105.2と富山市の消費者物価指数が全国値を上回っている。くわえて、価格転嫁が進んだ場合には、さらに消費者物価の上昇がありうる。消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金近傍の労働者の生活は苦しくなっていくと考えられる。
- (4) 最低賃金額を目安どおり40円引き上げた場合、最低賃金に関する基礎調査の結果に基づく影響率は17.1%となる。令和4年に31円引き上げた際の影響率は14.9%であったが本年の未満率は2.6%、令和3年に28円引き上げた際の影響率は13.5%であったが令和4年の未満率は2.0%であり、事業者等の努力により最低賃金引上げにかかる影響は翌年にはおおむね解消されていると認められる。なお、影響率が高いということは、最低賃金改定によって賃金が引き上げられる労働者数が多いということであり、経済的に否定的な要素だけでない。
- (5) 令和5年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は富山県を含むBランクにおいて40円とされたところである。この目安は全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであるとされているところ、前述の(1)から(4)に記載のとおり、全国及び富山県の実態をふまえると、目安以外の引上額とすべき特段の要素は認められない。

(6) 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については全国的に労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、政府において、「生産性向上等への支援への一層の強化」「賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇」「ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化」「価格転嫁対策にかかる取組の一層の強化」「税制を含めた更なる施策」が期待できる。

等の要素を総合的に検討した結果、富山県最低賃金については、現行最低賃金額を40円引上げ、時間額948円とすることが適当であるとの結論に達したものである。

続きまして、公益委員案を読み上げさせていただきます。

現行最低賃金額 時間額 908円 発効日 令和4年10月1日

改正最低賃金額 時間額 948円 引上げ額 40円 引上げ率 4.41%

発効日 法定どおり

以上です。

[長尾会長] ありがとうございます。採決に入ります。

賛成、反対、保留の順にお伺いしますので、挙手をお願いします。

公益委員案に賛成の委員は、挙手をお願いします。

次に、反対の委員は、挙手をお願いします。

最後に、保留の委員は、挙手願います。

事務局の方で採決の状況を報告して下さい。

[河合賃金室長補佐] 採決状況を御報告いたします。

賛成9名、反対3名、保留0名です。

[長尾会長] 採決の結果、賛成9名、反対3名、保留0名ですので、賛成多数により、公益委員案をもって本審議会の決議といたします。

続きまして、本審議会の決議に基づき、富山県最低賃金の改正決定につきまして、富山労働局長に答申したいと存じます。

(事務局は、答申文案を配付)

[長尾会長] 事務局は、答申文案を読み上げてください。

[河合賃金室長補佐] 答申文案を読み上げさせていただきます。

富最賃審第6号 令和5年8月7日

富山労働局長 吉岡勝利 あて

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明

富山県最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、令和5年7月3日付け富労発基0703第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので

答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月1日発効の富山県最低賃金（時間額877円）は令和3年度の富山県の生活保護を下回っていなかったことを申し添える。

別紙、別添につきましては、専門部会報告と同じですので、読上げを省略させていただきます。

[長尾会長] 各委員におかれましては、内容を御確認いただきましたでしょうか。  
本案をもって富山労働局長に答申をしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] 御異議がないようですので、本案をもって富山労働局長に答申することといたします。

（会長が答申文に会長印を押印の上、局長に答申文を手交）

[河合賃金室長補佐] 答申を頂きましたことにつきまして、富山労働局長から御挨拶させていただきます。

[吉岡労働局長] ただ今、長尾会長から、今年度の富山県最低賃金の改正決定について御答申を頂きました。誠にありがとうございました。

また、連日暑い日が続く中、部会長をはじめ、専門部会の審議に携わられました委員の皆様方には、4回にわたり精力的に調査審議を頂き、重ねて深く感謝申し上げます。

本年度の富山県最低賃金の改正審議につきましては、中央最低賃金審議会により示されました目安や、本県の経済・雇用情勢、労働者の賃金水準の動向等を踏まえ、公労使それぞれのお立場から真摯に議論していただくとともに、合意形成に向けて最後まで調整に御努力いただいたところでございます。

当局といたしましては、お受けした御答申を尊重し、10月1日発効に向け、今後の確に事務手続を進めてまいりたいと考えております。

最後に本審議会の委員の皆様への御協力、御尽力に対しまして改めて感謝申し上げます、誠に簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

[長尾会長] ありがとうございました。

それでは、事務局から、今後の手続について説明してください。

[山越賃金室長] 今後の手続について説明させていただきます。

ただ今御答申を頂きましたので、事務局では、本日、異議申出のための公示を行います。

異議申出期間は、公示日の翌日から起算して15日を経過する日までとされておりますので、8月22日（火）が期日となります。

異議申出期日までに異議の申出があった場合は、8月23日（水）午前10時に開催を予定しております第5回本審において、その取扱いを御審議いただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

異議申出がない場合、富山労働局長は、答申どおり富山県最低賃金を決定し、官報公示の処理を行います。

いずれの場合におきましても、効力発生日は10月1日（日）となる予定です。以上です。

[長尾会長] 次に、議事3の「特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」につきまして審議を行います。

7月末日までに、3業種の特定最低賃金につきまして、改正決定の申出が行われており、本日は、この申出について、事務局及び公益委員での審査結果を踏まえ、改正決定の必要性の有無について諮問を行いたいとのことでございます。

それでは、事務局から説明してください。

[山越賃金室長] 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問させていただきに当たり、今年度の申出状況を説明させていただきます。

今年度の特定最低賃金の申出状況につきましては、資料No.2の「令和5年度特定最低賃金改正決定申出一覧」に取りまとめてあります。

一覧表にございますように、「富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金」「富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」「富山県百貨店、総合スーパー最低賃金」の改正の申出が提出されております。

これらはいずれも、労働協約ケースでございましたので、労働協約が適正なものであるか、申出について合意があったことを証明する書類等の必要書類が添付されているか、3分の1要件を満たしているかという観点から審査いたしました。

なお、3分の1要件の母数である基幹的労働者数につきましては、当審議会において、当年度版の最低賃金決定要覧によるとの合意がございますので、令和5年度版の最低賃金決定要覧に基づいて要件審査を行いました。

また、これらの申出要件の適否につきましては、本日までに順次、公益代表委員の方々に御確認いただいております。

資料No.3は、申出書の写しです。

以上です。

[河合賃金室長補佐] それでは、富山労働局長から、特定最低賃金改正決定の必要性の有無について諮問させていただきたいと存じます。お手数ですが、会長及び局長は、所定の場所まで御移動願います。

[吉岡労働局長] 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問させていただきます。

(局長は、会長に諮問文を手交)

(事務局は、諮問文写しを配付)

[長尾会長] 諮問文につきまして、お手元に写しをお配りしておりますので、御確認をお願いします。

特定最低賃金の改正決定の必要性につきましては、従来同様、特別小委員会において審議していただきたいと存じますがいかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] 御異議がないようですので、本日の審議終了後、引き続き特別小委員会を開催し、必要性の有無について審議をお願いしたいと存じます。

委員の皆様におかれましては、円滑な審議が行われますよう、御理解と御協力をお願いいたします。

続いて、議事4の「その他」ですが、何かございますか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾会長] 特になければ、本日の審議はこれで終了いたします。

議事録確認担当委員については、私のほか、

労働者代表委員からは、山本委員

使用者代表委員からは、寺山委員

のお二人をお願いしたいと存じますが、よろしいですか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、本日の審議は以上で終了とします。

お疲れ様でした。